## 保 存 版

茨木市立豊川小学校

## 地震の発生及び気象警報が発令された場合の緊急措置について 《地震発生時の措置》

	大地震(震度5弱以上)が発生の場合			
1	登校前	・臨時休業		
	登校中	・児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。		
		・揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま集団登校する。		
		・学校は登校してきた児童を保護し、授業中に大地震が発生した場合と同じ		
		対応をとる。		
	在校中	・授業は中止し、安全な場所に一時避難する。 ・児童を体育館に待機させ、保護者が迎えにくるまで保護・監督にあたる。		
	下校中	・児童は危険な場所をさけ、安全な場所に一時避難する。		
		・揺れがおさまった後、原則として児童はそのまま帰宅する。		
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断す			
	る。臨時休業の連絡がない限り登校する。			
2	震度4以下の地震が発生の場合			
	学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうか判断			
	するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。			

## 《気象警報発令時の措置》茨木市及び北大阪に「暴風警報」が発令された場合

1	午前7時に発令中の場合	自宅待機		
2	午前9時までに解除の場合	解除された時点で登校(できるだけ集団登校) <b>給食あり</b>		
3	午前9時に発令中の場合	臨時休業		
	登校後に警報が発令された	教育委員会の指示を受けて集団下校		
4	場合	(保護者が不在で近所の人に見てもらえない場合は、		
		児童は学校に待機し、保護者の迎えを待つ)		

- ※暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発令された場合は、休校ではありません。平常通り登校してください。
- ※午前9時までに「暴風警報」が解除された場合でも、2016(平成28)年度より給食が 提供されることになりました。
- ◎緊急時の措置の場合には、連絡や点検等で地区委員さんの協力をお願いすることがあります。
- ◎時間の経過とともに措置の変更がある場合など、連絡が混乱し、やむを得ず迷惑をおかけすることもありますが、ご理解いただきますようお願いします。
- ◎学校が臨時休業になった日、及び暴風雨警報発令中は、学校施設は使用できません。